

【諮問第251号】

26川情個第13号
平成26年9月12日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正 人 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 青 柳 幸 一

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成25年10月7日付け25川教職第429号にて諮問のありました公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

【諮問第251号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った部分開示処分は妥当ではなく、全部開示すべきである。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成25年8月7日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年度から平成25年度までの小学校・中学校各学校別の加配教員数」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成25年8月21日付けで、本件請求に対し、対象公文書を平成23、24、25年度小学校教職員定数配当表及び平成23、24、25年度中学校教職員定数配当表（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、そのうち、「教諭等」の「規定外」の各項目、「教諭等」の「教諭等計」、「校長・教諭等計」、「養護教諭」の「規定外」の「心身の健康対応」及び「養護教諭」の「計」の教員数は、開示することによって人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第4号エに規定する不開示情報に該当するとして、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。なお、本件請求にある「加配教員数」とは、本件対象公文書で「規定外」に記載された教員数のことである。
- (3) 異議申立人は、平成25年9月26日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第251号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成25年9月26日付け異議申立書、同年12月16日付け意見書及び平成26年5月9日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 川崎市立小中学校及び特別支援学校（以下「市立学校」という。）における規定外の教員（以下「加配教員」という。）の学校別配置数は、平成22年度までは毎年、職員団体の請求に対し実施機関から提供されており、そのことによって「公正かつ円滑な人事の確保に支障」が起きたことなど想定できない。神奈川県から割り当てられる加配教員数は、然るべき理由に基づき各市立学校に配当されているはずであり、税金によって配置される教員の数を公開しないのは許されない。
- (2) 今回の開示請求の目的は、より良い教育条件整備の研究と運動に役立てることであるから、不開示部分のうち、「教諭等」の「規定外」の「指導方法工夫改善（平成24、25年度小学校教職員定数配当表にあつては「指導方法工夫改善①」をいう。以下同じ。）」、「指導方法工夫改善②（小2少人数学級）」（平成23年度小学校教職員定数配当表及び平成23、24、25年度中学校教職員定数配当表では該当なし。）及び「研究（少人数）」の教員数の開示を改めて求める。
- (3) 処分理由は「想定」、「可能性」だけであり、実際に、平成22年度までの開示によ

って起きた「個人情報侵害」の事例を明示すべきである。また、改めて開示を求めている3つの項目は、本来、少人数学級に充てる教員であるから、これらの教員の配置が、児童生徒の個人情報につながることはない。

- (4) これら3つの項目は、長期的にはどの市立学校でも同じように進められるべき教育条件整備の重要課題であり、各項目における人数の偏りに「公正な理由」があり、「長期的には全市立学校での指導が可能になるよう努力する」ことが分かれば、他校と比較した不公平感が強い圧力となったり、加配教員が配置された市立学校（以下「加配校」という。）に対する無用な誤解が生まれたりすることもなく、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれにつながるとは思えない。今回の不開示は、かえって、加配教員の配置に「公正でない理由や恣意的な理由」があるのではないかとの疑念を生じさせるものである。
- (5) 不開示の判断は実施機関独自のものであり、県・国の指示に基づくものではないということは、文部科学省や神奈川県教育委員会は、学校別の加配教員数の不開示を想定していないということである。

4 実施機関の主張要旨

平成25年11月11日付け処分理由説明書及び平成26年6月6日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 市立学校の教員の定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号。以下「義務標準法」という。）に基づき、学校規模に応じて配置される基礎定数と、教育活動上必要なため、又は特定の課題等に対応するため、一部の市立学校に特例的に配置される加配定数がある。
- (2) 加配定数は、神奈川県から川崎市に配当され、川崎市全体の数に限りがあるため、教育委員会事務局の教職員人事担当課長が全市立学校に対して学校の現状や課題についてヒアリング等（以下「本件ヒアリング」という。）を行い、各市立学校の事情を考慮しながら配当を決定している。本件ヒアリングでは、校内事情を聴取するが、個別の児童生徒の課題や保護者等の家庭事情に及ぶこともあり、学校別の加配定数の配当状況を公にすることは、個別の配置理由につながり、配置の根拠である各市立学校の児童生徒の実態、個別の児童生徒の個人情報に至る可能性も否定できない。例えば、「特別支援学級複数」では障害のある児童生徒が、「国際教室」では外国籍の児童生徒が多い学校ではないかと推察され、保護者に余計な憶測を生じさせる懸念や特定の児童生徒が識別され、個人情報に至る可能性がある。また、小学校教職員定数配当表の「指導方法工夫改善」、「指導方法工夫改善②（小2少人数学級）」及び「研究（少人数）」は、この項目で配置された教員を学級担任に充てるなどして少人数学級や少人数指導を進めるものであるため、少人数による指導を必要とする児童が多い学校ではないかといった憶測を生じさせるおそれがある。こうしたことは、中学校教職員定数配当表の加配教員数についても同様である。加配教員の配置数は単なる数字ではな

く、ヒアリングの中で見えてくる児童生徒の状況が反映されており、それを開示することは、個人のプライバシーを明らかにすることにつながり、適正な人事管理が難しくなるとともに、今後のヒアリングにおいて形式的な聴取しかできなくなるおそれがある。

(3) 限られた加配定数を一部の市立学校に配当しているため、学校運営を司る校長の立場からすれば、加配教員が配置されなかった場合、他校と比較した不公平感はぬぐえないものである。本件対象公文書を全て公開することにより、加配教員が配置されなかった市立学校からの要求が強まるとともに、市立学校、保護者等の間で加配校に対する無用な誤解を招くおそれがある。

(4) 口頭による処分理由説明を行うに当たって本件処分を精査した結果、不開示とした部分のうち次の部分については、新たに開示できると判断した。

ア 小学校教職員定数配当表の「教諭等」の「規定外」のうち、「児童指導担当」、「充て指導主事」、「通級指導教室」、「在外派遣」、「青年海外協力隊」、「研修等教員」、「派遣体験研修」、「研究指定校」及び「複式解消」の教員数

イ 中学校教職員定数配当表の「教諭等」の「規定外」のうち、「生徒指導複数」、「充て指導主事」、「生徒指導研究」、「通級指導教室」、「教育支援センター」、「在外派遣」、「青年海外協力隊」、「研修等教員」、「派遣体験研修」、「研究指定校」及び「複式解消」の教員数

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書における実施機関と異議申立人の主張に関し、以下のよう

に判断する。

(1) まず、本件対象公文書のうち、現時点の不開示部分について、実施機関は、本件ヒアリングで聴取する内容は、各市立学校における校内事情であり、個別の児童生徒の課題、保護者等の家庭事情等に及ぶケースも少なくなく、本件対象公文書の加配教員の配置状況を公にすることは、個別の配置理由とつながり、児童生徒の個人情報に至る可能性も否定できず、形式的な聴取しかできなくなるおそれがあること、学校運営を司る校長の立場からすれば、他校と比較した不公平感はぬぐえないものであり、公開されることになれば、加配教員が配置されなかった市立学校からの要求が強まり、市立学校、保護者等の間では加配校に対する無用な誤解を招くおそれがあることなどから、本件対象公文書のうち不開示部分は、条例第8条第4号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」にあたる旨説明している。

これに対し、異議申立人は、本件対象公文書の対象情報は、平成22年度まで全て開示されていたもので、それまでに個人情報が出たという話は聞いたことがなく、特に開示を求める「指導方法工夫改善」、「指導方法工夫改善②(小2少人数学級)」及び「研究(少人数)」の各項目は、文部科学省の施策である「少人数指導」や「少人数

学級」を進めるための加配教員数であるが、人数の偏りは、「公正な理由」が必要であり、長期的には全市立学校での指導が可能になるよう努力することが分かれば、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」につながることはなく、今回の不開示は、かえって、加配教員の配置に「公正でない理由や恣意的な理由」があるのではないかとの疑念を生じさせるものである旨主張している。

(2) そこで検討するに、実施機関からの聴取結果等によれば、市立学校における教員の定数には、義務標準法に基づき、学校規模に応じて配置される基礎定数と、教育活動上必要なため、又は特定の課題等に対応するため、一部の市立学校に特例的に配置される加配定数がある。この加配定数自体は、神奈川県から川崎市に配当されるが、人数に限りがあるため、教育委員会事務局の教職員人事担当課長が、各市立学校から学校の現状や課題をヒアリングし、各市立学校に割り当てる人数を決めるというものである。

ところで、条例第8条第4号は、市の機関等が行う事務又は事業に関する情報のうち、不開示情報の要件を定めており、同号エの「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」とは、定数の算定経過・改正理由・管理方針等が明らかになる情報などのうち、開示されることによって、公正かつ適正な任免等に支障を及ぼすおそれのある情報等を言い、同号に該当するかどうかを判断するにあたっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されている（川崎市総務局『情報公開ハンドブック』43ないし46頁参照）。

本件対象公文書のうち不開示部分の内容は、「指導方法工夫改善」、「指導方法工夫改善②（小2少人数学級）」及び「研究（少人数）」といった各項目における加配教員の学校別人数を記載したものにすぎず、定数の算定経過・改正理由・管理方針等が明らかになる情報とは言い難いものである。加えて、本件対象公文書の不開示部分が公になったとしても、これをもって、直ちに、各市立学校の現状や課題、また特定の生徒の個人情報や学習状況等の理由が明らかとなるとはいえず、市立学校からのヒアリングが困難となったり、各市立学校と保護者や児童生徒との信頼関係に影響があるとも考え難い。

仮に、これらの加配教員の人数が公開されることで、各市立学校からの増員要求や配置人数の理由の説明を求められたとしても、各学校別の事情や個別の児童生徒の事情を説明すべき必要などなく、個人のプライバシーに関連する事項への言及を控えることはできる。また、市立学校間の情報交換も自由であるから、これを公にすることによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす、実質的なおそれがあるとは想定し難い。

さらに、本件対象公文書の対象情報は、平成22年度まで開示されていたところ、これによって人事評価に対する具体的な支障が出たということもなく、今後について

も、これらの情報が開示されることによって、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれが具体的な根拠に基づいて存在しているとはいえない。

したがって、本件対象公文書について、これが公にされたとしても、教職員の定数配置業務の適正かつ円滑な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められない。

- (3) 以上によれば、異議申立人の本件請求に対し、条例第8条第4号エの「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとした実施機関の判断は妥当ではなく、異議申立人の請求には理由がある。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	飯島	奈津子
委員	植村	京子
委員	三浦	大介